

平成30年度決算に係る 相良村健全化判断比率及び資金不足比率

平成21年4月1日に、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が施行され、地方公共団体は毎年度の決算時に、健全化判断比率及び資金不足比率（以下「健全化判断比率等」という。）を算定し、監査委員の審査に付し、意見書を付けて議会に報告し、公表することが義務付けられました。

4つの指標（実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率）のうち一つでも早期健全化基準値を超えると、「財政健全化計画」を策定し、計画的に健全化に向けて取り組まなければなりません。

また、公営企業については、資金不足比率を算出し、経営健全化基準値を超えると「経営健全化計画」を策定する必要があります。

◇対象となる会計と指標

| | | | |
|------|--------------|-----------------------------------------------------------|----------|
| 一般会計 | 一般会計等 | | 実質赤字比率 |
| 特別会計 | 公営事業会計 | 国民健康保険特別会計 介護保険特別会計 後期高齢者医療特別会計 | |
| | 公営企業会計 | 簡易水道特別会計 農業集落排水特別会計 | 連結実質赤字比率 |
| | | | |
| | | | 実質公債費比率 |
| | | | |
| | | | 将来負担比率 |
| | | | |
| | 広域連合・一部事務組合 | 熊本県市町村総合事務組合 人吉球磨広域行政組合 人吉下球磨消防組合 熊本県後期高齢者医療広域連合 | 資金不足比率 |
| | その他（第三セクター等） | 株式会社 さがら | |

本村の平成30年度決算に基づく健全化判断比率等は、以下のとおりです。

◇財政健全化判断比率

（単位：％）

| 項目 | 内容 | 平成30年度 | 早期健全化基準 | 財政再生基準 |
|----------|-----------------------------------------------------------------------|--------|---------|--------|
| 実質赤字比率 | 一般会計等における赤字額の標準財政規模に対する割合 | — | 15.00 | 20.00 |
| 連結実質赤字比率 | 一般会計・特別会計における赤字総額の標準財政規模に対する比率 | — | 20.00 | 30.00 |
| 実質公債費比率 | 一般会計における一般財源の公債費の割合を示すもの | 8.6 | 25.00 | 35.00 |
| 将来負担比率 | 一般会計・特別会計・広域連合・一部事務組合・第三セクター等において、一般会計が将来負担する可能性のある負債総額の一般会計の総額に対する比率 | 18.7 | 350.00 | / |

◇資金不足比率

（単位：％）

| 会計名 | 内容 | 平成30年度 | 経営健全化計画 |
|------------|---------------------------|---------------|---------|
| 簡易水道特別会計 | 公営企業における資金不足額の事業規模に対する割合。 | 資金不足がないため「なし」 | 20.00 |
| 農業集落排水特別会計 | | 資金不足がないため「なし」 | |

※すべて健全段階となっています。

○実質赤字比率

一般会計等における赤字額の標準財政規模に対する割合（一般会計の財政運営の悪化の度合いを示します。）。
※標準財政規模とは、地方自治体における地方税・普通交付税・地方譲与税など標準的な一般財源の規模を示すものです。

$$\begin{aligned} &<算定式> \\ &\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100 \end{aligned}$$

※本村では、黒字のため実質赤字はありませんでした。

○連結実質赤字比率

一般会計・特別会計における赤字総額の標準財政規模に対する比率（村全体の財政運営の悪化の度合いを示します。）。

$$\begin{aligned} &<算定式> \\ &\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100 \end{aligned}$$

※本村では、一般会計及び特別会計共に黒字だったため、連結実質赤字はありませんでした。

○実質公債費比率

年間の元利償還金（借金返済額）及びこれに準じる額（準元利償還金）の割合を表すもので、全体の元利償還金に対して充てられる通常収入される収入額の比率（資金繰りの程度を示します。比率が低いほど財政に余裕がある状態です。）。一般会計等の公債費に加え公営企業に対する繰出金、一部事務組合に対する負担金のうち公債費に関するものも含まれます。

25%以上になると財政健全化計画の策定が義務づけられ、単独事業の一部の起債が認められなくなり、35%以上になると財政再生計画が義務づけられ、総務大臣の同意を得なければ災害復旧事業を除き地方債発行が制限されます。

$$\begin{aligned} &<算定式> \\ &\text{実質公債費比率} = \frac{\text{（地方債の元利償還金＋準元利償還金）} - \text{（特定財源＋元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}{\text{標準財政規模} - \text{（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}} \times 100 \\ &\text{（3カ年の平均）} \end{aligned}$$

※本村では、前年度から0.4ポイント下がりました。主な要因として、過去に借り入れた地方債の償還終了などです。

○将来負担比率

一般会計、特別会計、公営企業会計、地方公社及び第三セクター等について、一般会計等が将来負担すると見込まれる負債割合（財政を圧迫する可能性を示します。）。一般会計等の地方債現在高、債務負担行為に基づく支出予定額、特別会計や公営企業会計、一部事務組合の公債費に充てるための繰出し見込み額、退職手当支給予定額のうち、一般会計等の負担見込み額。

350%以上になると、財政健全化計画の策定が義務づけられます。

$$\begin{aligned} &<算定式> \\ &\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \text{（充当可能基金額＋特定財源見込額）} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入額}}{\text{標準財政規模} - \text{（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}} \times 100 \end{aligned}$$

※本村では、前年度から0.5ポイント下がりました。主な要因として、公営企業債等繰入額の減少があります。

○資金不足比率

公営企業会計の資金不足の割合（経営状態の悪化を示します。）。

$$\begin{aligned} &<算定式> \\ &\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} \times 100 \end{aligned}$$

※本村の簡易水道事業及び農業集落排水事業では、資金不足（赤字）はありませんでした。